自然公園法の概要

目的:我が国を代表する優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、 休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与する

国立公園

我が国を代表するに足りる傑出した自然の風景地 (環境大臣が指定し国が管理)

国定公園

国立公園に準ずる自然の風景地 (環境大臣が指定し都道府県が管理)

公園計画

(環境大臣が関係都道府県及び審議会の意見を聴いて決定)

≺ 保護に関する計画 > (<u>行為規制</u>に関するゾーニング)

·特別保護地区:特別地域内で特に厳重に景観の維持を図る必要のある地区。

·特別地域 :優れた風致景観を有する陸域。第1種、第2種、第3種に区分。

·海域公園地区:優れた海域景観の維持及び適正な利用を図る地域。

·**普通地域**:特別地域及び海域公園地区以外の地域。

建築物の新改増築 木竹の伐採 土石の採取 等

許可制

事前届出制

-< <mark>利用(公園事業)に関する計画 > (国立公園にふさわしい利用を推進するための施設整備)</mark>

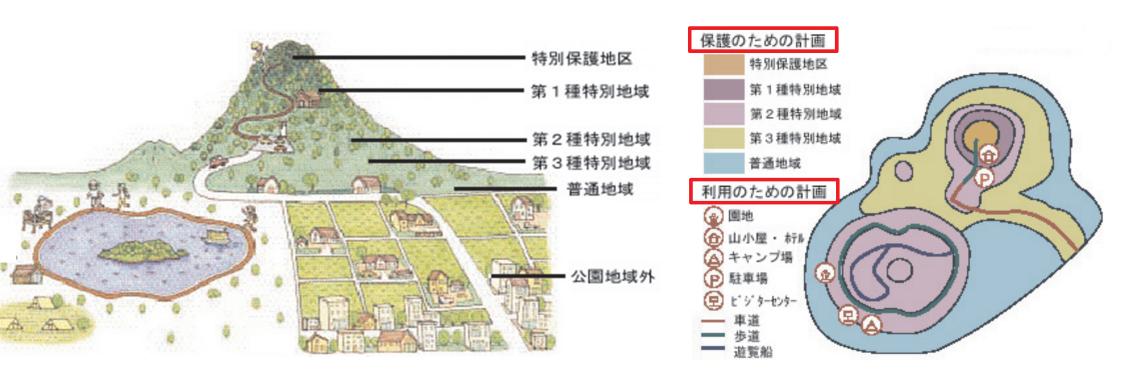
- ·道路
- ·園地
- ·宿舎
- ·野営場 等

- ・国立公園事業は国が執行する
- -地方公共団体は環境大臣に協議して国立公園事業の一部を執行することができる
- -民間事業者は環境大臣の認可を受けて国立公園事業の一部を執行することができる

認可制

公園計画の概念図

保護に関する計画(<u>行為規制</u>に関するゾーニング) 利用(公園事業)に関する計画(利用を推進するための施設整備)



国立公園等の概要

自然公園法

○ **我が国を代表する優れた自然の風景地を保護**するとともに、その**利用の増進**を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とするもの。

○ 主な内容

- 環境大臣による国立公園及び国定公園の指定、 都道府県知事による都道府県立自然公園の指定
- 公園計画及び公園事業の決定・執行
- 特別地域、特別保護地区等における許認可手続
- 北は利尻礼文サロベツから南は西表石垣、小笠原まで、現在34の国立公園が指定されており、開発等の規制により自然風景地の保護を図る一方、適正な利用を推進するための施設整備や情報発信を行っている。

国立公園等指定状況

令和元年9月現在

種別	指定	管理	公園数	面積
				(国土割合)
国立公園	国	国	34	219万 ha
				(5.8%)
国定公園	国	都道府県	56	141 万 ha
				(3.7%)
都道府県立自然公園	都道府県	都道府県	311	197 万 ha
				(5.2%)

地域制公園制度

- 日本の国立公園は国有地以外の土地を含めて 指定(地域制国立公園)。
- 集落や農林水産業が行われている地域を含んでおり、国立公園の管理は、これらの人々の暮らしや産業などと調整を図りながら進めている。

土地所有割合: 国有地60%、公有地13%、民有地26% 国有地のうち、環境省所管地は、0.6%

国立公園等の管理体制(平成31年4月現在)

- 全国の地方環境事務所、自然環境事務所、国立公園 管理事務所、自然保護官事務所等合計106事務所に346 人の自然系職員(レンジャー)を配置し、自治体や民間事 業者、地域住民と連携しつつ、管理・運営を行っている。
- 国立公園満喫プロジェクトを推進するため、平成31年までに全国11の国立公園について、既存の自然環境事務所及び自然保護官事務所を再編し、国立公園管理事務所及び国立公園管理官事務所を設置している。さらに、外国人利用者の効果的な誘客が期待できる4公園について管理体制の強化を行っている。

